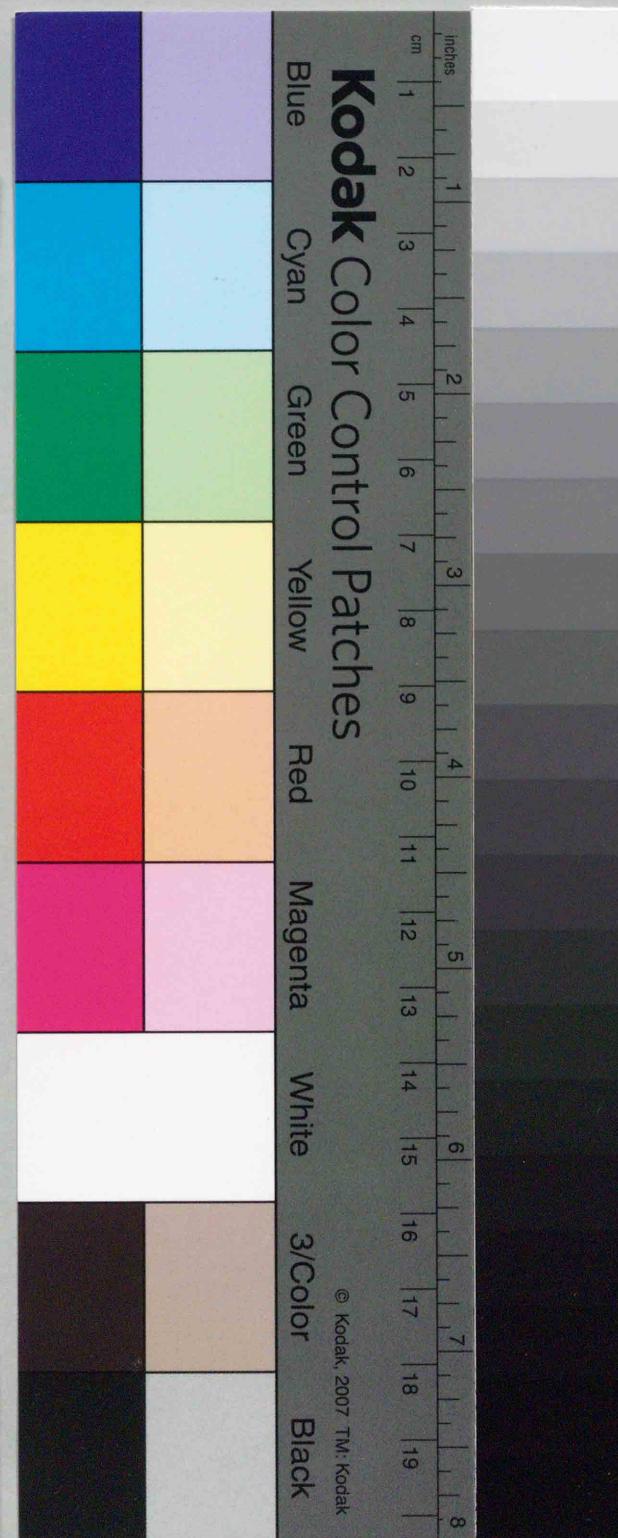


新日本修身 卷四

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



40511

教科書文庫

4
110
41-1941
20000
046696

資料室

文部省定検済

昭和六十九年九月二十七日

教科書文庫
4
110
41-1941
2000046696

375.9
M119

文學博士西晋一郎著

新日本修身



修文館發行

広島大学図書

2000046696





天祖の神勅

豐葦原千五百秋之瑞穗國是
吾子孫可王之地也宜爾皇孫
就而治焉行矣寶祚之隆當與
天壤無窮者矣

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御 名 御 聖

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠

ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

國民精神作興の詔書

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツニヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸
シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ
朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承
ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆
ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ
視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆
民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一
ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存ス
ヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ

揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

昭和三年十一月十日

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マ

ス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムト
スル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ
汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ
古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見
ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ
文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全
クセムコトヲ期セヨ

明治天皇御製

國のため身のほど／＼に盡さなむ

心のすゝむ道を學びて

もろともにたすけかはしてむつびあふ

友ぞ世にたつ力なるべき

新日本修身 卷四 目次

目次

- | | |
|------------|---|
| 一 國民文化 その一 | 一 |
| 二 國民文化 その二 | 二 |
| 三 國民文化 その三 | 三 |
| 四 國民道德と政治 | 四 |
| 五 經済と國民道德 | 五 |
| 六 身體の意義 | 六 |
| 七 時代の思潮 | 七 |

- | | |
|-----------|----|
| 八 行爲の動機 | 八 |
| 九 良心と至誠 | 九 |
| 一〇 意志の修養 | 一〇 |
| 一一 感情の修養 | 一一 |
| 一二 三人 | 一二 |
| 一三 個性と職格 | 一三 |
| 一四 自由と服従 | 一四 |
| 一五 個人の眞意義 | 一五 |
| 一六 社會と道德 | 一六 |

完 齢 究 積 雪 雪 呂

目次

三

七 國 家 · · · · ·

八 國際親和と人類福祉 · · · · ·

九 肇國と維新 · · · · ·

一〇 我が國民性 · · · · ·

四三

四

目 次 終

新 日 本 修 身 卷四

西 晋 一 郎 著

一 國 民 文 化 その一

一般に文化とは自然物の性質をよく知つて、自然のまゝでは現はれてゐない所をよく生長發達せしめるやうに人爲を加へて出來た結果を指すのである。例へば野生のまゝでは十分發揮せられない米麥の美質を開發し、野生のまゝでは見られない牛馬の性能を十分に育成して、人間の用に供し、人間生活を文飾する如きことを文化といふ。かく

して米麥を雜草と別ち、牛羊を野獸と辨じて衣食の資に供し、或は埋藏せる土中の鑛物を採掘し、更に加工して益、生活を厚くする具とするのである。この中、人間自身の性能を開發せるものを特に文化と稱し、人間生活に必要な資料及び道具機械を構成する方面を外的文化又は文明といふことがある。

人類も自然物の一ではあるが、理性を備へ、萬物の靈長であつて、物の中に潛める美質長所を看取してこれを形の上に現はして、自然を美化すると共に人生に便益あらしめ、兼ねて人生の裝飾たらしめる。また人類自身についても同様の作用を自己に加へて野生の人類を文化的人間にする

のである。前の場合に於ては衣食住の道を開き、器具機械を作り、後の場合に於ては、欲望を抑制し、行動を規正し、進んで愛敬の情を開發修養し、こゝに正善なる人間的生活を形成する。又日出で月入り、風吹き雨降るなどの現象を始め、自然界の事物について驚嘆の情を起し、其のいかなる譯なるかを究め明かにしようとして學問を發達せしめ、萬象の裡に美を感じてこゝに藝術を産み、天地神明に對する畏敬・尊信・信賴・歸依の情から宗教を有つに至つた。民族の生活を組織立てて、其の生活の構造と機能とを明かにして、統制を全くするのが政治であり、生活に必要な物資の生産分配を處理するのが經濟である。

文化は理性と意志を具する人間の靈活なる作用の產物であるが、自然物を本とせずしては施すべき所が無く、且つ人間自身も元來自然のものである。それ故に文化は必ず民族の自然の生れつき、その住する國土や河海や草木等の自然物の如何によつて種々特色を呈するものであつて、この特色のある所に眞にその民族自身の創造といふべき文化があり、最も價値あるものである。故に文化はいづれも皆それゞゝ國民文化を根本とするものである。

この國民文化の發達をその國民の歴史といふのである。國民は自己の歴史を存續して、自己の文化を益々發展せしめ行く所に眞に自己獨自の生活を遂げるのであつて、若し野

生未開の状態に止まり、又は徒らに外國文化の輸入模倣に留つたならば、生き甲斐のある獨立の國民ではない。

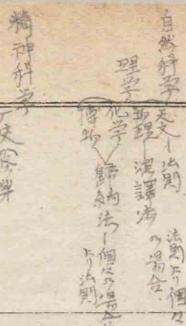
我が國の文化は衣食住をはじめ、諸の外面的生活の文化の上にも獨自の美點長所を有つが、その最も尊ぶべき特色は精神の上に發揮せられて、比類のない國體、道德・學藝等を實現した所にある。而してそれも強ちに他國文化を斥けず、却て最も寛容に且つ愛敬を以てこれを迎へ、その採るべきを用ひて我が固有の文化を培養する資としたのである。

二 國 民 文 化 その二

人間が自己を開發するとは先づ智能を啓發する事であ

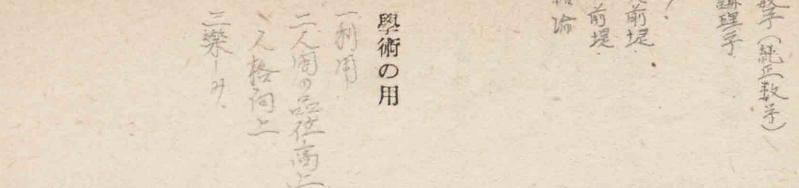
る。その中、知識の發達は學術となり、技能の發達は種々の技藝となる。學術・技藝は文化の華とも謂へるので、動もすれば學藝即ち文化であると考へるものすらある程である。

學術にはいろいろな方面と並にいろいろな方法がある。天地自然の現象の規則正しい方面に着目して、それを概括すべきそれゝの法則を案出し、それ等の法則によつて現象を説明しようとするもの、之に反して現象の特異な方面、自然の物々獨特の性質と活動とを有つ方面に着目して、そのものそのものの眞相を明かにしようとするもの、更に又自然物の生成發達の模様をよく調べて、其の根源を知り其の長養の道を講ずるものがある。右は自然界に就いてで



あるが、又人生に就いても略ぼ同様の道に由つて知識を得ようとする。そこで學術は自然に關する所の自然科學と、人生の歴史文化を對象として研究する精神の學術との二大方面に分けられる。なほ純形式の學としての數學及び論理學がある。これを第三として數へることが出来る。

學術の進歩に依つて自然界の事物の性質が明かとなり、原因結果の關係が知れ、錯雜した事變の進行過程も理會が出來て、自然界を人間に利用し、人間生活を全くすべき道が開ける。彼の動物の馴養、植物の栽培、物理現象の利用等皆文明の賜であるが、畢竟人間が努力して起した學術の結果といふべきである。又人間界の事象についていへば、我等



は學術的研究に依つて複雑な人間生活の諸相を明かにし、其の間に自ら條理のあることを發見し、其の當然の目的、其の歸着すべき意義を捉へて、これによつて我等の生活を益改善し、健全圓満な生活に資することが出来る。特に學術には如上の大なる利澤の外に、それ自身人間の品位を高くし、人間獨特の樂しみの源泉となるものである。我等は知識あるが故に五尺の身を以てよく天地萬物と交通し、數十年の齡を以てよく古今に亘り將來を察知する事が出来る。微妙の理を知り、靈活の機を察して、宇宙の神祕をも開くことを得るのは、獨り人間の智力のみが能くする所である。

學術の結果は國際的に流布して互に相發明するもので

あるが、其の發生の地は各自の國であつて、同じ學術の領域に於ても、國々獨自のものが發達し、又それでこそ萬國に交通するのであるから、我が國に發達した學術の成績を繼承して益、その獨自性を展開せねばならぬ。國家の隆昌と學術の發展とは相俟つ所がある。我が國に於ける學術の隆盛は國家の庇護獎勵に依ること多大である。我が學界は其の忠愛の精神によつて學事に盡瘁し、其の學界に貢獻しつゝあるものは悉く皆我が國の光輝を揚げ、國を文明に進め、國力を増大するに資せざるものはない。國民の道徳の健實なるにあらざれば學術の盛を見るることは出來ぬ。蓋し名利のための學術は言ふに及ばず、學術のための學術と

いふ如きものも畢竟個人の好學心の満足に過ぎないものが多い。忠愛奉公の精神こそ眞正なる學術的良心の發する淵源である。

三國民文化 その三

藝術

審美的情操
（眞智的
善惡道德的
美齋美的
堅常教的）

繪畫・彫刻・文學の如きを藝術といふ。蓋し人には自然及び人生に美を感じて、これを樂しみ觀照する性情があり、又斯かる美的感情を表現しようとする本來の傾向があつて、或は音響動作により、或は色彩、或は言語・文字を以てこれを表現する。藝術品は斯かる表現活動に依つて產出せられ

藝術の種類

たものであつて、人生に美しき天地を造り出すのである。藝術は造形藝術及び音律藝術の二に大別することが出来る。造形藝術は何等かの形象を借りて美を表はすものであつて、彫刻・繪畫・建築を其の代表的のものとし、音律藝術は前者が主として空間的なに對し、時間的であつて、音響・言語・動作の律動を以て美を表現しようとする。これに屬する主なるものには、舞踊・文學・音樂等がある。彼の演劇の如きは兩者を綜合した藝術といふべきである。

我が國に於ては神代の昔から高尚な藝術が發達して、今に其の痕跡を留めて居る。鏡と玉と劍及び矛の類が賞翫せられ、また麻及び絹の織物が發明せられ、いづれも其の美

なるものは至尊にまします皇に捧げ、神々に獻じ奉つたのである。鏡は我が清明なる民心に恰好なる美術として長く愛重せられ、劍は我が尙武の風俗に相應するものとして、後世益、獨自の精彩を着け、萬國に比類なく、外國までも其の秀絶を歌はれた。歌詠の道は夙くから開けて、長歌・短歌・俳句次々にいづれも情思を發する聲として、文字として、國民的獨自性に富める形を以て發展し、萬葉集に見る如き世界無比の國民的詩を見るに至つた。歌はたゞ藝術とのみいはず、敷島の道と稱せられて、實に人生宇宙の眞に觸れる我が民族性情の發露である。我が文學は優美閑雅の極みであつて、人情の美はいふまでもなく、特に自然を友とする我

が國民のやさしき情を表はし、自然の文學として匹儔を見ざる所である。其の外、繪畫に於て、音樂に於て、建築彫刻に於て、各、我が獨特の趣を具する藝術を發揮し、家内の調度に於て、邸内の庭園に於て、すべて生活の全面を美化することは、實に我が國民の特色である。

藝術は人の感情に根ざし、人の感情を動かすものであるから、民族其の性情を異にし、風俗また各、其の特色ある所、其所に發達する藝術また其の表現の様式を異にするは自然の事である。故に其の國の性情と歴史とから生え抜きの藝術でなければ眞に感情を慰め、心の底まで樂しましめることは出來ぬ。又民族の心の眞中から現はれ出づる藝術

は必ず其の國獨自の趣を具する。試みに歐洲風の音樂・繪畫を我が國固有のものと比較せよ。其の特色の著しく異なるものを見る。道理理論は相通ずる性質のものであるが、感情の表現たる藝術は最も國民的特色を帶びる。抑も感情の粹は眞心まことであり、眞心は父母を懷ひ郷國を戀ひ、君上を敬ふ所に實となるのが我が國民道德の本質である。忠孝の心ほどやさしいものはない。支那では詩は忠厚の心なりともいつた。我にあつては藝術は忠孝に發する「人情の誠から」の作であつてこそ純粹至善なるものである。從つてまたかゝる藝術はかゝる性情を養ふものである。人類の產める藝術として外國のものを賞翫するのも人生を

豊かにする一端ではあるが、自己の本領を沒却して他の模倣を事とするは卑しむべきであり、また眞に心の満足は出来ぬ。我等は藝術に於て國風を忘れず、我がやさしき、また雄々しき日本魂の發露であり、またそれを養ふべき所の藝術を楽しみたく思ふ。

四 國民道德と政治

等しく國家と名づくるも、その内容と意義とには廣狹淺深があつて、萬國を一律的に考へてはならぬ。法律的組織によつて國民の比較的に外面的である生活を統制する運用を政治と稱するとき、かゝる法律的・政治的構造機能のみ

を國家と見る國民もある。我が國家は人生の諸方面を盛れる統一體であるから、その政治といふものもたゞ法律の運用といふ如きものでなく、深く國民道德に根ざし、國體を淵源として發動するものである。

政治的諸權力

外(政治)口(德治)

我が國家の政治は、天皇の大權によつて定められた所の國法に本づける行政・司法・警察諸機關の統一體たる政府によつて行はれる。行政は廣く國民の福利を諸方面に増進することを以て、司法は人民として認容せられたる諸の権利を擁護し、警察は當面の秩序を保持することを以て、各、任ずる所があり、この任務を果たすためにそれゝの権力を授けられて居る。この権力は上述の國家公共的目的を達

成するために國法によつて授けられたものであるから、國民内相互間に於ける強弱の勢力といふ如き私的原因を有つものでない。従つてこの権力は毫も濫用すべきものではなく、また妄りにこれに反抗すべきものでない。この主意を領せずして、強者が弱者を壓迫するのが権力であると思ふのは、或は他に不完全なる國家があつて、その國に於ては権力とはその如き意味を有つこともあるのを取り違へてのことであらう。

然るに我が國家に於ては政治機關に附隨する諸の権力は國法によつて定められ、國法の根源は天皇の大權にある。大權の發する所は天皇の民を教へ、民を撫育し給ふ御徳に

權力と愛民の政

1. 法治
2. 政治
3. 口徳
4. 伸がくかう
5. もの

徳治口 族一家

富家達皇室

分家——庶民

政教致

ある。故に有司百官は、我が國の政治のこの根源を常に忘れず、政教を以て國を治ろしめし給ふ聖意を奉體してその任務を果すのである。我等國民も人民としてこの主旨を體認し、我が國の政治組織である立憲制もこの主意によつて立てられたことを承知すべきである。一人もその所を得ざるものなきやうにといふ愛民の政治の行はれる規矩として法律が設けられ、その法律によつて政治を行ふ間に、權力といふ形を以て個人的願望の對立が齊へられるのである。法律と權力との形を以て行はれる政治の根柢に仁愛道德の政教がこもつてゐることを看却してはならぬ。上に政教といふ語を用ひたが、これは政治と徳教とが根

柢に於て一致して居ることを言ふ。教とは今日普通言ふ所の教育といふよりも限定せられた意味のものであつて、上教へ給ひ下學ぶ所の國民道德のことである。教育勅語に忠孝を教示し給へるのが教であつて、この教の御主旨によつて國に政治を施し給ひ、かくて教は政治によつて行はれ、政治は教に本づいて行はれる。この根本的一致を政教といふ語で表はすのである。故に政治であるからといつて國民道德たる忠孝の道以外に別の原理を有つのではない。故に我が國家の政治の本づく所は天皇の御親政であつて、有司百官は各國法の定むる所に従つてこの御親政を翼賛し奉るのであり、人民としては御治國の政に服して同

じく君國のために盡しつゝあるのである。

五 経済と國民道德

財物
経済
生産(利潤)
配給(厚生)
生活資源
調節
統制

財物の最も原本的なものは衣食であるが、各人自給自足的に生活して衣食の資の有無交換が始まらねば、例せば鳥獸の生活の類であつて、財物といふべきものは未だ形を現はさぬ。有無流通によつて財を顯はすのである。この生活物資の流通たる財は生産と配給との交互作用によつてその實現を見るのである。生産とは智能と勤勞とを以て自然物を長養し、改善し、増殖して生活の物資を作ることであり、配給とは生産物を適宜に衆人に分たれるやうに處

理することであつて、いづれか其の一に於て缺點があれば生活を全くすることが出來ぬ。古い語では主として生産を利用と言ひ、主として配給を厚生と言ひ、利用・厚生の二を生活の基本とした。

財物を其の人の所有として國法によつて認められたとき財産となることは、我が國に於ても然りであるが、前課に述べた我が國法の意義から知られる通り、この私有財産の認定はすべての個人をして各、其の所を得、其の生を遂げることを衣食經濟の生活に於て確保し、推進するためには必要な方法として爲されたのである。經濟衣食の道は公共福祉を増進することが眼目である。即ち愛民の徳に本づ

き立てられた國法に遵ひ、各、其の財産を尊重し、其の生を遂げねばならぬ。斯かる主意の法律によつて認容せられた財産であるから、これを絶對的の私有と誤り考へて一身一家の奢侈・私欲を肆にする用に供してはならぬ。人の争は財物に關して起るものが多いのであるが、財物其の物に罪があるのでなく、これを使用する仕方が宜しきを得ぬからである。「倉廩實ちて禮節を知る。」といふやうに、個人も經濟の安定によつて精神も安定し、社會も亦經濟力の確實なる地盤の上にあつて始めて文化の花が咲くのである。財は先づ父母妻子を養ひ、節用の餘を他人に及ぼし、諸共に財の増殖と均霑とに努力すべきである。二宮尊徳が、財は

勤勞
かく
推進

勤勞に依りて得、生活に分度を立てこれを積むべく、而も其の斯くなるを得るは天地社會の恩惠に依るを思へば、適宜に他に推讓すべしといふ主意を述べてをる。『自分が今有する富は、自然物、父祖及び國家社會の恩惠に因ることを思ふならば、これを私にのみ用ひずに、廣く他を利して、諸恩恵に報いることを力めねばならぬ。』

利用の手段も厚生の方法も、忠愛の心が根柢となつてこれを用ひるのでなければ、眞の經濟と稱することは出來ぬ。利用を以て單に利欲のためにのみ資源を開發し、私欲のためにのみ貨財を用ひるものとすれば、世は淺ましき生存競争の巷となり、知巧の進むにつれて社會生活は困難を加へ

るに至るであらう。厚生をば單に衆と物質的享樂を共にするものと考へ、共存共榮をば自他互に争はず相共に飽食暖衣、生活の便益を得るにありとするならば、これ殆ど文化といふに足らない。經濟は畢竟國民衣食の道を安固にし、家々給し人々足り、内は親子夫婦を全くし、外は廣く公益に資し、相率ゐて忠愛醇厚の國俗を保持するためであり、またこの國俗に順つて經濟生活を營むべきである。彼の詭激の言論と行動とを以て現代の經濟組織を全然破壊しようとする如きは、不正の手段を以て富を獲得し、不正にこれを用ひるものと同じく、いづれも利のみを以て經濟の全部となし、其の根柢に於て道德あることを忘れたものである。

徳は本であり、財は末である。本を忘れて末に奔るは危いことである。

六 身體の意義

人は其の身體を器官として活動する。然し人の活動は結局精神の表現を眼目とするものである故、身體は精神生活の器官と言ふべきである。器官が完全でなければ十分な活動は望まれない。故に身體は強健でなければならぬ。強健な身體はよく種々の活動に堪へ、而も求むる所は少い。身體の強弱は固より天賦による所が多いけれども、脆弱な者も注意と努力とによつては強健にすることが出来

榮養

る。身體について注意すべきことは榮養・鍛錬・休養の三である。

榮養は身體を保持し、體力を増進せしめる所以のものであつて、適度を保つことが大切である。健康長壽の結局は榮養の如何によることが多い。榮養に對する不徳には飽食、刺戟物の攝取及び美食の三つがある。青年の陥り易いのは飽食である。年が長ずるに従つて刺戟物を好み、又富者は多く美食する。動物は其の本能の力によつて自然に榮養の適度を保つが、人類は叡智を以て自制しなければならぬ。而も人はとく節制が足らず、口腹の欲に誘はれて、必要以上の食物を攝取し、爲に消化器を損して身體を弱く

し、延いて諸種の病氣を惹き起して、醫藥を用ひるに至る。醫藥を用ひる如きは抑も末である。其の初に於て自制せねばならぬ。また過つて一度身體を損じたならば、其の後は嚴に飲食に注意して、過を繰返さないやうにせねばならぬ。病に罹るのも病を癒すのも、皆其の人の注意と意志の力によるのである。美食を貪るのも其の意志が弱く、肉體的欲望に克つことが出來ぬからである。美食は榮養に効があるものと考へるのは大なる誤である。必要以上の美食は却つて健康を損する原因となる。

飲酒・喫煙を好んで一時の快を貪り、それがために遂に身體を虛弱ならしめる如きは、吾人の甚だ取らざる所である。

而して特に戒むべきは青年の時期である。飲酒は身體を損するばかりでなく、諸種の惡徳の源となり、社會に害毒を流すに至るは人のよく知る所である。俚諺にも、「善い酒屋ほど貧乏をたんと持ち。」と言つてゐる。飲酒は多くは習慣から來るものであるから、初を慎むことが最も肝要である。喫煙の習慣の如きも、其の初は只偶然の機會からである。豫め其の害を知つて、未然にこれを防ぐ用意がなければならぬ。一旦習慣となれば、其の癖は容易に脱せられるものではない。

鍛
練

節制は實に身體鍛鍊法の大なるものである。凡そ鍛鍊とは甘旨を斥け、寒暑に堪へ、風雨を凌いで、身體を外部から

來る諸種の侵撃に抵抗し得るやうにすることである。故に暖衣を避け、勞を厭はず、進んで我が身を責めることが良いのである。また體操の如き、諸種の運動競技の如き、いづれも身體を強壯にし、敏捷にし、兼て勇氣節制の德を養ふものであるから、各自其の適する所に従つてこれを練習すべきである。しかし競技の如きは、往々にして耽り易いものである。過度は却つて身體を害する。適度といふことを忘れてはならぬ。

休養は疲労を回復せしめるものであつて、絶對に休息するに、使用しない筋肉を使用することによつて休養の目的を達するとの二方途がある。絶對的の休息は睡眠である。

休
養

身體に注意するものは特に睡眠を適度にせねばならぬ。過度に身體を勞すれば身體を害する。適度の休養によつて疲勞を回復して次の活動に備へることは身體に對する義務である。

外貌と精神

身體の美しく發達するのは好ましいことである。美しい身體とは四肢軀幹の均齊に發達することを意味する。然し身體は精神の器官であると共に、また表現となるものであるから、身體容貌の氣品は精神に俟つ所が多い。この點からしても、身體の修養は精神の修養と相俟たなければならぬ。故に我等青年は特に内に徳を修め、外に身體の端正を圖るべきである。貝原益軒は「心を和平に保ちて敢て

情に激することなし。當に樂しみを失はざるべし。」といつてゐる。これは心を以て身を養ふ良法である。感情が激すれば體貌も自ら醜惡とならざるを得ない。

身體は精神的生活の器官となるものであるから、單に身體のために身體を保全し強健にするといふことは謂はれのないことである。智德を以て國家のため働く用をなすのでなければ、身體は只一塊の肉團に過ぎぬ。然らざれば強健な身體も、時に却つて悪事をなす道具となることを保し難い。身體修養の根本義は、飽くまで忠愛の精神の上に存することを忘れてはならぬ。

七 時代の思潮

社会の思潮

凡そ社会のある所には必ず種々の思潮があつて、個人は多少とも其の影響を被らないものはない。蓋し我等を圍繞するものは暗々裏に我等を動かし、これに對して批判的態度を取ることはむつかしいからである。しかし社会の思潮には健全なものもあれば不健全なものもあるから、特に注意を要する。

抑も一國には一國の精神がある。さなくば烏合の衆か又は利害を以て假に集合せる社会であつて、一國とはいはれない。一國の精神とは其の國に於て歴史的に發達して

来て、其の國をして國たらしめ存續せしめた所以のものであつて、一箇の特色をもつて終始一貫する、謂はば一國の魂ともいふべきものである。社会の思潮は其の時代に於ける國の情勢、國際的關係、國內生活の特別な事情、外來の文物及び思想の影響等によつて生ずるものであつて、時々に變化するものである。しかし此の時々に變化する思潮の底には一國の根本的精神が流れて居て、時勢に適應しながらしかも其の本意を失はぬことによつて、國家は維持せられるものである。故に我等は自國の歴史に親しんで其の今日ある由來を知り、決して只今日の思潮のみを以て我等の社会の全傾向を表はしてゐるものと思つてはならぬ。

産業が盛であつて國富が増進し、利用厚生の道が大いに開けた時代は、幸福には相違ないけれども、生活の便宜ばかりを偏重する物質的思潮の跋扈する虞おそれがある。國際的關係に於て經濟的競争が餘りに激烈になる時は世界の風潮は唯生存競争のみを人生の眞相と見るやうになるであらう。國內に於て諸の職業間に和合を缺き、恰も階級對峙の如き情勢をなす時は思潮は自ら險惡となり、各自其の居る所の境遇から得た偏頗な思潮を鼓吹して、人を誘導しようとする者が出て来るであらう。或は物質的文明が興隆した結果、其の良好な方面と共に弊とすべき所も現はれて、奢侈の風を長じ、諸種の欲望の満足を人生の能事と誤信する

輕薄不健全な思潮が起り易い。或は各特別な國柄の特殊な事情の下に發生した思想であつて、我が國の生活には適する所もあり又適しない所もあるやうな外來の政治思想、道德思想、其の他一般的人生觀が國民の一部に勢力を得て、一種の思想を起すこともある。

これ等の思想は大抵不健全であつて一時的のものであるが、人は其の居る所の境遇から、或は其の性格の偏する所から、いつしか其の思潮に感染して、知らず識らず自己の人生を誤り、他人に迷惑をかけ、社會に害を及ぼすことがある。而して、社會には斯かる思潮に對して極端な反動思想が起ると共に、必ずまた種々の立場に對して中正な態度を持つ

るために、穩健着實な思潮も起るものである。我等は自重して、眞摯な態度を以て取捨を誤らず、流れ易い惡風を斥けて、正善な思想を抱かねばならぬ。それには我等は學問を修めて是非正邪を辨别する力を養ひ、民族の將來を考へ、自己の本領を誤らないやうにするのである。學校の諸學科は皆直接・間接我等の識見を養ふものであるが、此の點に關しては特に國史・國語・地理の學科は時代思潮の底に永遠に流るゝ國民精神を知らしめるものであつて、修身は直接これを明かにし、各自の修養の方途を教ふるものである。

八 行爲の動機

動機 快苦

人の行爲中、道徳上の評價を受けるものは、正常な人のなした一定の目的を有する有意的行動である。斯かる行動は意志の表現である。而して意志の決定に際して、これを動かすものを動機といふのである。故に人の行爲の根本は動機であるといつてよい。

すべて動機は快を求める苦を避くるにあると説く者があるが、成程吾人の行爲を決する上に快苦の感情が重きをなす事は多い。しかしこれを以て動機全部となし、従つて又快樂を多く齎す行爲は善なりと判定する事は大いに誤つてゐる。特に行爲上人と禽獸とを區別する所は、人は單に快苦のみによつて動かされない所にある。其の最も高尚

利
得

なるものに至つては、「身を殺して仁を成す。」の場合もあるのである。古來、忠臣・孝子・志士仁人は、一身の快苦の感情に動かされて其の行爲を決定したものとは信ぜられない。西洋の所謂快樂説を主張するものは、高尚なる快樂を求めるのが高尚なる行爲であるとすると、それでは又快樂の高尚下品を何によつてきめるかと問はねばならぬ。

行爲の動機となるものが利得である場合は多い。特に財貨を重んじ金錢を貴んで、これを獲得し、これを失はない事を凡て行爲の動機とする。これ人に所有欲がある所から起ることであつて、それが直ちに悪いとは言はれない。此の欲によつて生存に必要な物を獲得保全しはするが専

ら利得を重んじ、營利を生活の一義とするに至つては、中正を失へるものである。かくなつては利益のみを眼中において他を顧みないやうになり、人品も無下に卑しくなるばかりでなく、社會も唯金錢の利得の競争場となつて、いかにも殺風景な浅ましい世間を現ずるに至り、只利を追ふ結果義理を忘れて、國家の安寧と秩序とが紊れるに至るであらう。故に孟子も「何ぞ必ずしも利を曰はん、亦仁義あるのみ」といひ、我が國に於て士人は利をいふことを甚だしく卑しだ。人生に利といふものは必要であるが、利は手段である。利を人生の主とするは誤れる人生觀である。

利得を卑しんだ武人は古來、大いに名を重んじ、名を惜し

んで其の志操を磨いた。其の厭ふ所は惡名汚名であつて欲する所は名譽である。生命の如きは名譽の前には殆ど土芥の如く考へ、只管面目を汚さざらんことを力めた。名譽とは社會的に承認せられた自己の本領といふことが出来る。現代に於ても心ある人は名譽を思うて氣品を養ひ、利得争奪の境に於ても、尙それ以上に名譽あることを知つて、其の行動を慎むを士君子の道としてゐる。所謂體面を重んずるとは、名譽を行爲の動機とすることである。彼の厚顏無恥、廉恥の何物たるかを辨へず、一意利欲に走るものには眞に憐むべき徒輩である。しかし單に名聲のみを目的として行動すれば、或は虛名を貪りて實力の養成を怠り、卑

しむべき虚榮に陥り、甚だしきは他を排斥して自己の名を挙げようとするやうにもなる。現代社會に於ける諸種の惡徳には、過度に名聲を重んずることから來るもののが頗る多い。故に名利の境を超え、道義を以て一切の行動決定の最後の動機としなければならぬ。而して道義の何たるかは、學問修養によつてこれを知るやう努力せねばならぬ。

九 良心と至誠

我等が何事をか行はうとする時、退いて靜かに反省すれば、その事の善惡を判斷する心の嚴存することを経験する。この心を良心とも本心ともいふのである。實際の意志行

動はその際、心の中に有力である所の動機によつて決せられるとしても、尙それを是認し、または非認する心が自ら別に存する。即ち人心には善惡を判別し、美醜を辨別する本然固有の法則がある。これ人の人たる所、禽獸と異なる所である。自己の心に問うて疚しく感じないのが良心の根本である。自ら欺くことが良心から離れる第一歩である。人は欺くことが出来ても、自ら知つてをる。古來の聖賢とはこの良心の聲が明確であつて、その意志行動が全然これと一致した人をいふのである。

良心作用の分解

良心の作用は知情意の三方面に分けて見ることが出来る。善惡正邪の判別は良心の知的方面である。この善惡

正邪の判別に伴つて、正善を喜び邪惡を惡み、邪惡を避けて正善に向はうとするのは、良心の情的方面であつて、行動の後には嘉賞又は非難、満足又は後悔の情として現はれる。良心の意志的方面とは、良心の情に促されて心を決定し、邪惡を斥けて正善の實行に出づるをいふのである。故にこの良心的意志の中に良心の知も情も籠つて、良心の作用は完結するものである。正善は如何なるものと知つてゐても、情が動かず、情が動いても決意に至らなければ、良心の作用は不完全である。

人には良心がありながら屢々邪道に陥り正路を失し、恰も良心のないやうに見える者があるのは、一に情に流れ欲に

動かされるからである。凡そ偏し易く又流れ易いものは情欲である。情の偏する所、欲の赴く所、良心も一時その明を蔽はれて、人は遂に名利に狂奔するやうになる。故に古の聖人は教へて、「人心惟れ危く、道心惟れ微なり。惟れ精惟れ一、充^{まこと}に厥の中を執れ。」といつてゐる。人心惟れ危しとは名利には走り易くて、正道を履み違へる危険の多いことをいふのである。従つて良心は動もすれば利欲の雲に蔽はれて曇り勝となる。これを道心惟れ微なりといつたのである。故に利欲の塵を離へず、心を純一にするのは、即ち中正なる本心を保つ所以である。

人心の誠

人の心の誠とは、良心のまゝに純なることである。恐怖

利欲・聲譽等の爲に動かされず、學問に當つては只管心を眞理に向け、藝術に面しては専ら美の境に遊び、人情に遭ひては人情に純に、道義に遭うては道義に純なるが誠である。道義に純なりとは、たとへば義務は義務なるが故に履行するが如きをいふのである。人が常に爲すべきことを爲すのは、これ人の當に爲すべき所であるからである。恐るゝが故ではなく、利益あるが爲でなく、譽を求めるが爲でもなく、義に勇み法を敬愛する已むに已まれぬ心の要求から順ふのである。これ道義に純なるもの、即ち誠の心である。人情に純なりとは、父母がその子を愛し、又子がその父母を慕ふが如きがそれである。上を敬ひ下を憐むは、人情の純

である。病弱孤獨を見て惻隱の心を起し、鳥獸草木に對して慈愛の情の動くのも、人情の純である。恩恵を受けては感謝を覚え、卑陋を見ては羞ぢ悪むのも人情の純である。

忠孝・仁義・人道・正義の諸徳も皆誠から發するのである。

至誠は萬徳の本

故に至誠は萬徳の本である。一切眞實なるもの、善美なるものは即ち誠である。且つ誠の人はよく公であつて、自他相通じ、彼我一となる。されば一心にしてよく萬づの心を感じしめ、一人にしてよく萬人を動かすのである。至誠にして動かざるものは無いといふことを、吉田松陰は身を以て證せんとした。二宮尊徳の一生も亦誠實の権化である。又誠は已むに已まれない所から發するものであつて、

誠以外何等考慮する所はないのであるから、息むこともなければ、屈し撓ることもない。故に「至誠息まず」とも言つてある。又誠は至剛なるものであつて、言行に表裏がない。これを信といひ、社會は信によつて結合せられる。これ亦誠は人を動かすといふ眞理の一面である。

誠を養ふ道は種々あるであらうが、誠は情の公なるものであるから、己を推して人に及ぼす恕の道は誠に到る道である。又誠は内外一となることであるから、言葉を慎みて假にも妄語せざるやうにするのは、手の着け處である。司馬溫公は、「誠を養はんと欲せば妄語せざるより始めよ。」と教へてゐる。

一〇 意志の修養

意
志

意志とは吾人の精神の發動的方面を指すのであつて、發現の順序によつて反射運動、衝動的動作、有意的動作に分けることが出来る。外來の刺戟が直ちに身體的運動を起すのは反射運動である。内面から起る衝動が何等の思慮を経ずして直ちに動作となるのは衝動的動作であつて、共に初步的動作であるが、これによつて人は本來發動的のものであることを知ることが出来る。我等が普通意志と稱するものは有意的動作のことであつて、こゝに於てはさきの衝動は欲望となり、欲望は行爲決定の動機によつて取捨せら

れる。意志は正しく強くなければならぬ。古より大事に堪へ大事を爲した人は、皆意志の強大な人である。

強き意志を有する人には自ら威重がある。衆人喧擾の中に於て、無言であつても尙自ら人をして敬重せしめる。

これは強い意力を以て其の内界の欲望の放肆を戒め、完全に自己が其の内界の主となることによつて養はれたものである。身體が風雪寒暑に抵抗して鍛錬することによつて強きを得るやうに、意志も亦自制克己、感情を訓練することに依つて强大となるのである。武田信玄の語に、「人は唯我がしたきと思ふ事をせずして、いやと思ふ事をするならば、分々體々全く身をもつべし。」といつてゐる。意志鍛錬

の手の着け處は先づ己が好まぬ所、氣の向かぬ所、堪へ難しと思はれる所、流れ易しと思はれる所について自制するにある。嫌ひな食物がある時は却つて力めて採らさうとした高崎正風の母や、乃木將軍の母の教育法の如きがそれである。ともすれば起り来る倦怠の感、潮の如く襲ひ来る睡魔等は、これを支配して自己の下に置くべき場合が甚だ多い。意志の鍛錬は大事の際ばかりに於てではない。靴の紐は慎重なる用意を以て結ぶやうに意志の支配を我等に要求してゐる。克己の工夫は一呼吸の間にある。而して日常の些事に於て克己の工夫をなすべきことは頗る多いのである。

事に當つて必ず遂行せんとする意氣は意志修養の發動的方面であつて、古語にも「斷じて行へば鬼神も之を避く。」と言つてある。青年には野心が多い。しかし志はあくまで高尚でありたい。政治に志しては善政のために貢獻しよう、父に事へては曾子の如くならうといふ意氣を振ひ、志を高尚にして氣節を全うすべきである。而してこれには體中常に氣魄の充實することを要する。氣魄とは肉體の安危に執着することなく、苦痛を厭はず、甘き感性的快樂に泥むことは快しとしない意氣張である。橋本左内は「氣とは人に負けぬ心だてありて、恥辱の事を無念に思ふ處より來る意氣張の事なり」といつてゐる。人は氣魄あるに依つ

浩然の氣

て、利害を顧みず敢然として其の正しと信ずる所を主張する。氣魄のない者は柔弱である。

我等は己に克つて内界の主となり、精神氣魄を以て事を處理すべきであるが、只其の時の氣分に任せて物を決行して、これを氣魄ある行動と思ひ做してはならぬ。これは氣を盛にするやうに見えて、却つてこれを餒ゑしめる虞がある。氣は必ず道義を以て養はなければならぬ。それは恰も滋養物を以て身體を養ふ如きものである。日常の動作唯義理の示す所に従つて決行しかりにもそれに違ふことのないやうにすれば、意志は至大至剛能く萬物の上に伸びて屈することはない。これ即ち孟子の浩然の氣の教で

ある。「我善く吾が浩然の氣を養ふ。」といつてゐるのはこれである。我等は意氣を道義によつて正しく向け、以て浩然の氣を養ひたいものである。

二 感情の修養

感情とは人及び物に對して起る我々の心の反應的態度であるといふことが出来る。他人の動作及び外界の情状に對して、或は愉快を感じ、或は苦痛を感じ、或は喜び、或は怒り、或は哀しみ、或は楽しむ如きは皆感情である。而して單なる快・不快の感情は簡単感情であるが、喜怒・哀樂の如きは情緒と名づけることもあり、又或ものはこれを情操と稱す

ることもある。

情操を分ちて、眞理・虚妄・疑惑に對して起るものと論理的情操、道德上毀譽褒貶に對し良心に對し、理想に對して起るものと道徳的情操、この他、美的情操・宗教的情操などとすることが出来る。しかし何れも感情に屬するものであつて、名稱は便宜上の區別に過ぎない。

人の行動は感情を本として發するのが常である。故に感情の發動については深く慎まねばならぬ。感情は快適平靜なるのを常態とすべきである。得意にして驕り、失意にして悲しむが如きは固より避くべきことである。憎惡に燃え、愛着に流れるのも不正な感情である。特に忿怒の

情は心を狂はすものである。吾人の日常の行動態度を静かに省察すれば、かかる平靜を失へる感情から發するものが多いことに驚くであらう。されば我々は單に感情の赴く所に向つて馳せ去ることのないやうに、修養を積まねばならぬ。「情に棹させば流される。」とは味はふべき言である。殊に青年は一時の情に驅られて、常軌を逸した行動に出づることが尠くない。「一朝の忿に其の身を忘る。」とも言つてあつて、深く戒むべきことである。シーザーは怒心を發した時は、必ず二十までの數を數へて心を平靜にし、然る後に口を開いて言ふやうに努めたが、後には習慣となつて、數を數へる必要を認めないまでになつたといふことであ

他人の感情

ある。我等も各自工夫する所がなくてはならぬ。

自己の情を反省すると共に、他人の感情を考慮し、これを重んじなければならぬ。自己の感情にのみ専らであつて他人の感情を顧みない者は、人と交はることが出来ず、遂には孤立寂寞の生を送る外道なきに至るであらう。思ひ遣りがあればこそ世は渡り得られるのである。恕は人間和合の本である。世間の生活に條理あらしめる禮儀も和合によつてよく行はれる。故に孔子は「禮の用は和を貴しとなす」と教へた。禮儀は又譲る心に本づく所がある。人は互に譲る心がなければならぬ。又恕を擴める時は仁慈の徳にも至るのである。又孟子は「羞惡の心は義の端なり」。

といつて、恥を知るはたゞ人間ばかりであり、恥づる情を敏にして醜惡卑陋の舉動に遠ざかるべきことを教へてゐる。敬愛感謝の情は至誠から發するものであつて、人の其の根本に復る情である。三歳の童子も其の父母を愛敬するのは良心の最初の發露ともいふべく、宗教も道徳も源を此處に發するといつても過言ではない。敬愛を父母に致す孝から始めて、君國の大恩、天地萬有の徳を感謝するに至るのである。

人は皆如上此等の諸感情を固有してゐるのであるから、宜しくこれを擴めて其の作用を廣大にすべきである。これ感情修養の道である。

一 三 人 格

自己は他人との
対立の上に認め
られる

生兒は抱かれ、哺乳せられることなどによつて母を他物と異なる或物として知るが、それが人であるといふことはまだ知つてゐない。人といふことを十分に知るのは、自己といふものを知ると同時であつて、自己を知るは他の自己即ち他人を知ると同時である。故に他人といふことがなくては自己といふものを知ることは出来ない。而して幼少なもののは自己とは己の面貌・身體・衣服・住居・父母・近隣・通路・學校等を其の内容とするものであつて、此等の内容を以て他と相對する所に自己といふものを知り、其の自己に對す

る他を他の自己、即ち他人と見るのである。故に自己は他人との對立の上に始めて認められるものである。

この幼稚な自己の觀念から、人間といふ觀念も發達すべきものであるが、其の間最も重要なことは、自己の内容すべきものが、其の場其の時限りのものではなくて、一貫して變らない或ものをおぼえることである。自己の内容のこの統一に氣附くとき、自覺の曙光が現はれる。この統一の意識があるので、過去・現在・將來を一堂に會せしめて、現在の要求を將來の爲に制し、目的を立て理想を描いて、將來の爲に現在に生きる。これ所謂人格の觀念の初步である。

眞の人格の觀念の發達には、自他共同の生活とか法とか

道とかの觀念の發達が必要である。蓋し目的を立て理想を描くといつても、それが個人的の願望・欲求から起るときは、常に一貫し持続することが出来ないで、變動することを免れない。只自他共同の生活と一致し、自他共通の一般的法則に遵ひ、これを何かの意味に於て自己と見ると、そこに一貫した永續的の自己を發見する。こゝに自覺とも人格觀念ともいふべきものがある。この自覺に達する實地は國と其の歴史とによつて相違があることを忘れてはならぬ。我々は我が國の歴史の中に生れ又其の中に終るものであつて、人格の自覺もこの國の教によつて得るのである。我々の一貫した永續的の自己とは忠愛の精神を根本

中心として孝友信義を修め、皇運扶翼に己れ全體を捧ぐるに外ならぬ。かゝる自覺の中に東西中外に通じて真正なる人格を實現するのである。人格の人格たる所はいづこも同じであるが、いかなる姿に於てそれを實地のものにするかは、皆其の國々と其の歴史とによつて異なるのである。人格は國民道德とは懸け離れたものと思つてはならぬ。十分に國民道德を我が身の上に修養することによつて立派な人格を實現するのである。

一三 個性と職分

人は十人十色の獨特の生活内容を持つのが常である。

生質

この獨得の生活内容を個性と稱する。即ち人は個性を持つものである。

個性は先づ生質の相違を其の素地とする。生得氣質は千差萬別であつて、快活にして感覺も銳敏であるが、注意の持続が少く、忍耐力に乏しくて、輕率に流れる如き類の人がある。或は敢爲の氣象に富み、容易に感情に支配せられるやうなことはないが、一度激すれば他を屈せしめて自己を貫かうとする類の人がある。或は感受性が鋭く深刻であつて、往々憂鬱的であるが、智力に秀で萬事に綿密な類の人もある。或は感受性が鈍く意氣熱情に乏しいけれども、徐ろに思慮して行動をなし、實著なる類の人もある。

更に知能の方面から見れば、言語・文學の才に長ずる者、數理・論理上の思考に長ずる者、技術に長ずる者、直觀・觀察に長ずる者等がある。又全體の人物として見れば、學才に長じて學問に適するものがあり、世才に長じて人事を處理するに適するものがあり、經濟に長じて事業に適するものがあり、又直覺が鋭く想像が盛で且つ表現に巧みな藝術的傾向のものもあれば、膽力があつて衆を率ゐるに適する權力的人物や、內面的であつて無形の世界に心を寄せる宗教的人物もある。

生得氣質は右の外なほ諸種の見地から類別することを得るが、すべて斯かる類別は極めて概略的であつて、精密に

實際に當嵌るものではない。又此等の生得氣質は修養によつて短を去り長を發することが出来る。學問の一大要義は實に生質の偏を矯めるにありといふべきである。個性と生質とは同一視すべきものではない。稟賦氣質に就いて矯正すべきを矯正し、長育すべきを長育し、かくして磨き上げたものを眞の個性といふのである。

人は各其の個性を發揮して、國家を組成するに必要な諸種の職能のいづれかを營むことによつて、互に相認め合ふものである。此の職能は其の人の從事する職業によつて行はれる。而してこれを自己が國家に對して盡すべき當然の任務なりと見るととき、これを職分といふことが出来る。

職分

人は職分を盡す上に個性を發揮して國家に認められるのであるから、職分は個人と國家とを一にする重要なものである。故に人は己の稟賦をよく察して適當の職業を選び、己の個性を發揮して國家に對する己の分を盡す所がなければならぬ。

我等の生活は國に終始する生活であつて、衣食住を始めいづれの生活方面も皆悉く國と國の歴史とに依らないものはない。身に纏ふ一枚の衣服も、其の製作は多くの人の勞働に依り、其の製作の法は今までの多くの人の工夫に依るのである。食物・住居・交通・運搬其の他推して知ることが出来る。畢竟國家に於て今までの人々が各其の職を職と

し、其の分を分として、其の特長とする所を貢献したお蔭で、今日我等はかく生活することが出来るのである。故に我等も亦只其の賜を受けるだけでなく、自己の最善を盡して職に務めなければならぬ。我等の行動は直接間接に國家に何等かの影響を及ぼさぬといふことはない。職分は即ち國家に對する大責任である。既に古人も、「一夫耕されば天下其の飢を受け、一婦織らざれば天下其の寒を受く。」といつてゐる。

凡そ職に從事するものは、其の職とする所について勉強して、知識を得、技能を磨き、誠實の心を以てこれを職の上に實行すべきである。さなくば己自身も生活の意義を知り

幸福を感じることが出來ず、人をも利することが出來ない。抑も人は他人に利益を與ふるために生まれたものである、織るものは人に着せ、耕すものは人を養ひ、工は他人のため道具を供し、商は人のために物品を融通する。資本家は労働者のために資本を提供する。労働者は資本家のため労働を提供する。而して資本と労働とは相俟つて其の用をなし、其の生産は皆他人のために種々の用を辨ずるものである。斯く他人のために生活することを外にしては、自己の生活といふものもないのである。

四 自由と服従

自由とは何ぞや

自由といふ言葉は聞いて人を愉快にするものであるが、其の意義がとかく誤解され易いのは遺憾である。多くの人は自由をたゞ肆意を遂げ、我意に振舞ふこと考へてゐる。然るに欲するに任せて食するものは、病を招くことがあるのは何故であらう。身體には生理の法が行はれて其の生命を全うする。飲食に於て此の理に背くものは、即に飲食の快と欲とを失ふ。されば此の理に背くものは、即ち飲食の自由を失ふものである。凡そ身體の生命ある所には、必ず生物的理法がある。心の生動ある所には、必ず心

の理法がある。此の理法に背けば生活は遂げられない。即ち其の自由を失ふのである。不幸にして人は、其の欲する所と此の理法とが自然に一致するやうには生れて來てゐない。若し其の欲する所に従ふのを自由とし、理法に順ふのを不自由とすれば、其の不幸は更に大なるものがある。さて人が自由を欲するのは、要するに其の生を遂げ、其所を得んが爲であつて、只當座の感想要求を實現しようとするのではない。故に世間にあつては世間的生活の存立する條理・法則を學んで、よくこれと一致するやうに自己を修養するのが肝腎である。これ即ち訓練であつて、訓練を経て我等はよく世間生活の法則と合致し、世間と共に自己

の生活を遂げることが出来、而して始めて眞の自由が得られるのである。古語に「物あれば則あり。」とある。此の則に従はなければ、物は其の本性に背いて、自己を破壊するやうに至る。情に制せられ、欲に克たれ、或は輕率に世上流布する思想を受け入れて、只意に任せて振舞ふときは、左支右吾遂に人に疎んぜられ、世間に攘斥せられて、大なる不自由の中に生活しなければならなくなる。

抑も我が身を不自由にするものは我以外のものではなくして、實に我が内に在るのである。欲に徇ひ情を肆にする生活は、外物に依属し、境遇に翻弄せられて、遂に獨立自由の地を失ふに至るのである。よく情欲に克ち得たものに

不自由ならしむ
るものには内にあ
り

して、大いに自由を覚えるであらう。且つ又學問によつて、人が世間に於て自他兩全の生活を送る所以の理法をも知り、これと一致するやうに我が身を訓練すべきである。果して此の如くすれば自由暢達の生を營むことを得よう。

此の時の自由は、かの似て非なる自由と同日の談ではない。これ一は眞の自由であつて、他は其の實、束縛であるからである。

肆意は決して自由でなく、却つて道に服従することが自由であることは、既に明かにした所である。

服従の第一は、父母の命に従ふことであり、續いて師長の命に従ふことである。子弟が父母・師長の命に従ふのは、必

ずしもその命が正しいと判断して従ふのではない。只他を尊信する心からこれに従ふのである。かゝる子弟の服従は人間最初の純眞なる服従であつて、人間が人間として發達する第一條件である。

似て非なる服従
人が服従すべき
規準

命令に服するのではなく、他に爲にする所があつて服従するものがある。賞讃を博せんが爲に、利益を得んが爲に、或は脅迫を恐れ、處罰を恐れて服従し、社會の風潮輿論なるが故に、已むを得ずして服従する。斯の如きは薄志弱行の徒のなす所であつて、獨立の精神あるものの取らざる所である。

固より我等は廣く天地自然の序に従はなければならぬ。

我等は大にしては國法に従ひ、近く父母の命に従ひ、また自己の屬する特殊の團體の規則にも従はなければならぬ。かかる服従は其のことそれ自身が既に一大美德であつて、また實に人生成立の根本條件である。我等は家と國といふ大きな生活にはぐくまれて、今日あるを致した。しかして家と國とは其の法が行はれることによつて存立するものであるから、其の法は我等を育成するものといはねばならぬ。昔ソクラテスが死刑の宣告を受けたときに、其の門弟子はこれを不當となし、切に其の師に勧めて國外に脱出せしめようとした。其のとき此の大賢人は、國法は國民を生育する父母であるといふ旨を説いて、且つ「われ七十歳の

今日まで國法の恩恵によつて生命を保ちながら、其の生命を延ばさんがために生命の父母に背くに忍びず。故に我は甘んじて國法の宣言に服せん。」といつた。まして我が國の法は勅命を仰いで立てられたものであつて、その尊重すべきことは勅語にも示し給うてゐる。此の大なる高き法に従ふとき、我が身は眞に安んづべきところに安んじた感を覚えるのである。

一五 個人の眞意義

世に所謂個人主義とは、個人は固有の力と價値とを具へ

た獨立者であり、自己目的であることを強調し、人生の價値を個人的 requirement の満足に置く生活態度である。故にこの主義に立つ人は、自己の快樂を追求するは善であるとなし、或は自己の利を求むるが人生の當然であるとなす所の自由主義に走り、國家社會の統制と干渉とを出来るだけ少からしめて、各人の自利追求の自由に任せよといふ自由主義となる傾向がある。

自己が他人と異なる存在であるといふことに主として着目する人は、自己を以て社會より獨立せる存在であると思ふであらうが、審かに自己の内容を省みる時は其の誤であることを知るのである。先づ自己は家族の一人として、

又社會の一員として、而して結局君國の臣民として、縦に父子祖孫相承け、横に社會に連り、全面的に歴史的に國と終始するものである。自己の用ひる言語は自己の屬する民族の國語であることを始め、一切の自己の内なるものは自己を包む家族・社會・國家・歴史から來てをることに思ひ到れば、自己を獨立せる存在であると見るは全く眞事實に遠ざかつてゐることが分る。故に自己の利を求むるを以て正善なりとなす主義は、自己の存立の來由を考へず、人生の眞相をよく知らずして、餘りに自己の要求を重大視する偏見から來るものである。又この主義は人情に於て缺くる所があるから來るのである。人生の眞相をよく知り、又は人情

に富めるものならば、かかる主義を取ることはないのである
國家の法・社會の制度を衆人の生活を和合せしめるための形勢であるとは考へず、たゞ外面から個人を統制せんとする束縛であると考へ、成るべくこの束縛を免れて、自己の要求を充すべき行動を自由にすべしと主張する自由主義も、また真正の自由を見損ぜるものといふべきである。我儘勝手を自由と誤り考へ、他に遙かに自由なる天地が何人にも開かれてあることを知らぬのである。一身の不便を忍び、他に譲り、寧ろ他のためにたゞ一事たりとも盡すときは、いかに心廣きを覚え、眞の自由の消息に與ることが出来るであらう。

個人が、若し獨立獨行自ら自己の天地を開拓し、他に依頼することなく、自立して世に處し事を行ふとするならば、もとより非難すべき所無く、人はかくあるべきである。しかし若しかる獨立獨行によつて、たゞ己一身の要求を満足せしめることを計るならば、これは何等尊ぶべき所無きものである。獨立獨行大いに他のために盡すやうに生れて居るものであつて、己一個のことと事とすべきものではない。これ己の由つて來れる所を精しく省察すれば、知られるのであり、又我等の感情が順當の道に沿うて動き行く時は、自ら感ずる所でもある。所謂個人主義は高尚なる人生

觀からは起らない。我等は個人の眞意義に就いて深く考へねばならぬ。

一六 社會と道德

すべて人は人と共に生活して、單獨には生活しない。人の生れるのが既に家族・國家の中に於てである。郷土は祖先以來の住居であつて、隣里鄉黨は我的育ち來れる小天地である。學校は師弟の道によつて成立する人間教養の地である。これ等と區別して、狹い意義に於て特に社會と稱するものは、或共同の目的を有つ個人々々の集合生活である。國家はこれ等總てを統一せる一體であつて、民族に本

づき、制度・法律によつて組織せる最も完全なる人間生活である。國家は外面より如上諸の社會生活を統一するのではなく、社會も家族も皆國家の内に起るものである。また道德・宗教・學問・藝術等も國家の中にも起るもので、然る後に國際的に世界に流通するに至るのである。

人は單獨に生れるものではなく、同類の裡に、同類によつて生れるものである。故にまた同類と共に生活することを欲する自然の性質がある。かゝる自然の同類生活の中に諸種の社會が成立するのである。而して一定の社會があれば、其の成員は其の社會に共通なる社會意識を有つやうになり、其の共同の目的を遂行せんが爲に種々の機關を設

けて種々の機能を營み、また共同生活を維持する爲に規則を設け秩序を立てて鞏固なる結合をなし、かくして社會は組織化される。而して其の内に於て各成員はそれゝ自己の心身上の特色に本づき境遇に應じて、種々の職業に從事し、色々の技能を磨いて社會に貢獻し、かくして自己の存在を意義あらしめ、社會の發達を促すのである。

社會生活の中、我等に最も近接して居るのは隣里鄉黨である。隣里鄉黨は多くは代を重ねて共住して來た最も親しい關係であるから、平生親睦融和を第一とし、共同の繁榮を心掛け、また吉凶相慶弔し、患難相扶け、特に風紀を慎みて各自體面を重んじ、互讓寛容の精神を以て交はりを全う

すべきである。其の外、衛生に注意し、疾疫を防ぎ、または火災を戒めるなど、細かなる用意も怠つてはならぬ。近代都市に於ては生活は繁劇であり、轉住頻繁である事情から、隣保互助の美風を成すまでの餘地も存しないやうになつたが、各自公徳を守り、衛生の方法を講じて公衆生活の健康を計り、他に損害を及ぼさざるやう心を用ひ、公共的施設を盛にして相互の福利を増進せんとするなど、社會聯帶の思想は大いに發達して來た。すべて互讓宽容の精神と、聯帶責任の感を以て自己の行動を律するは、社會生活を健全に發達せしめる道である。

條件
社會生活の根本

凡そ社會生活存立の根本は、各自が其の社會の規律を尊

重し、全體に對する責任を重んずるにある。一般的の便益を考慮して自己の肆意を抑制する習慣を養ふことが、また至つて大切である。而して斯くすることが即ち眞の自由を得る道であることは、既に述べたところである。他の利益を排しては結局自利も得られず、公共の利益は即ち自己の利益と連なることを自覺し、存榮は只共同的にのみ達せらるといふ眞理を會得せねばならぬ。世には、「世は生存競争の地、優勝劣敗の巷である」といひ、鬪志を盛にして人に勝つことを力むるのが當然のことであると思ふものもあるが、甚だしき考へ違ひである。規律を厭うて、單に相互の扶助のみあつて支配するといふことの無き團體生活を夢

想するものがあるが、これまた人生の眞相を正視したものではない。これ等は同類の感、親和交懽の情が自然に社會生活に導いたこと、天賦の特色と活動の差異が地位・職能の分化を來して組織統一の必要缺くべからざることを見出す所から起る誤想である。

一七 國 家

人間生活は單に衆個人の集合ではなく、種族といふ本原的生命から成れる民族的生活の裡に存續して行くものである。然るにこの民族がその生活を維持し、發展せしめる努力に依て所謂國家の成立を見るのである。それ故に國家は元來民族といふ自然的生活の上に發達するものであ

つて、約法の如き人爲によつて造られるものではない。國家の本質は個々獨立である所の個人々々を法によつて結合する所にあるのではなく、民族といふ自然に基く本原的一生命が國家の根柢である。たゞ自然的であるものがその固有の精神を發揮し來り、自己の生活を組織化する所に國家といはれる一の完全統一體を成すのである。而してこれが完全統一體であるのは各自個人に最も親近である所の家族を始め、凡そ人間生活を營む上に必要である所の諸種の協同生活がこの國家に於て正しく連絡融合せられて、それド^ルその所を得て、以て人間の生活を完くするやうにせられるからである。かくせられることの中に諸種の

制度法律の成立を見るのである。

國家は民族を基として發達せり

國家が成立するには種々の事情のあることは歴史の示す所であるが其の殆どすべてが民族を本とすることは最も顯著な事實である。民族の性情・風習と國家成立の事情とは建國の様式の定まる所であつて、國體もこれによつて定まつて来る。國家の精神とは即ち其の民族の自覺であつて、國法・制度は此の自覺に基づいて民族が自己の團體的生活を組織した形式である。固より法制なく統治權なく土地・人民なき國家は存しないけれども、其の國土の形勢、民族の性質、統治權の所在、立法の形式如何によつて、國家は各、獨特の國體をなすのである。學術・道德・宗教・藝術等の文

化は國家を立ててゐる民族の精神的所産であつて、各、特色を帶びて國家生活の内容實質をなすものである。勿論文化は國家の境を越えて流布存續することはないでもないが、其の發達は國內に於てし、個人は國家の成員として其の徳澤を被り、又それに寄與することが出来る。蓋し民族が國家を形成することによつて利用厚生の道も開け、政教が行はれて文化も亦大いに發達すると同時に、民族は各、獨特の國體を形成し、獨特の文化を發達して、世界の文運も開くのである。かくてこそ個人は國家の中に於て道德文化の生活に入ることが出来るのである。

今日奇矯の論をなす者の中には、往々國家生活を否認す

國家の價值

る説がある。これは自己存立の脚下を忘れた迷妄から生ずるのである。世には暴力を以て非を遂げんとする者もある故、法の威力に依るのでなければこれを制裁する道がない。外國との交通運輸の如きも、國家統一を前提とするのでなければ、完全には行はれない。まして他民族の權益を侵害しようとする行動に對しては、國家的團結なくしては、自己の正義を主張することが出來ない。これは國家を民族の外面的存立の必要として見たに過ぎないが、若し其の内面的存立の意義を尋ねるときは、國家が立たねば人は野蠻の生活に止まる外なきことを知るのである。昔支那に於て先王を尊んだのは、法を立てて民族を國家的に統一

し、夷狄の風を變じて文華・禮儀の民となしたからである。希臘の哲人アリストートルも、國家に於てのみ人は始めて人となるといつた。

一八 國際親和と人類福祉

世界は幾多の國土に分れ、人類は幾多の種族民族として生れる。そこで諸の國家はそれゝ異なる國土と民族の上に起つて、各特異の國を建て、特殊の文化を發してゐる。而して交通の發達につれて國と國との交通が開け、文化的接觸流通が行はれ、人類の文化は益盛となつて來た。此の間には憎惡鬭争も大いに起つたけれども、親和の道もまた

開けて來た。人類同胞の意識、人道的精神性は西洋には既に希臘の末期に於て顯はれ、基督教によつて更に大いに發揚せられた。東洋の宗教道德は元來最も人道的であつて、四海兄弟の感情思想に富んでゐる。陶淵明の詩に、「落地爲兄弟、何必骨肉親。」といつてゐるのは、蓋し地上に生れるものは等しくこれ同胞なりとの意であらう。宋の賢人張橫渠はまた、「天地は我が大父母なれば人類は我が同胞にして萬物は我と同類なり。」といつてゐる。世界平和の思想と人道正義の觀念については正當な見識を有たなければならぬ。

所謂世界主義者は、「全人類を直接に一國に統一して世界

を一國となすべし。國民を分ち國家を異にして對立するは、人類同胞相せめ闘ぐ所以にして大いに人道に背く。」といつてゐる。其の精神に於ては取るべき所がないではないが、自然の性情を無視し、人類生活の眞相に疎い見であつて、到底行はるべきことではない。また行ふべきことではない。世の中に單なる個人ではなく、必ず種族民族の中に生れて、各特異の性情を享け、特異の國土に居を構へて、特色ある國を成して生活するのは人の自然である。其の特異の國家に安んじ、其の特異の文化を樂しんでゐる諸國民を赤裸の個人に解散して、すべてを無差別に一大國家に統合しようとするのは、人情に背き組織の性質に悖るものである。人は

各自家をなし、そして家と家と相交はつて國內が親和するやうに、國民が各自國家生活をなし、そして國と國とが敬愛の情、和同の行を以て相交はるならば、これ眞の人道正義であつて、國際親和といふべきである。

此の外に國家的爲我主義ともいふべき説がある。それは道德は唯一國內に於てのみ行はるべきものであつて、國際的の道德は存しない。唯自國の利のみ計つて、他國の利は毫も顧みる所ではないといふのである。固より事實としてはかかることがあるが、事實は悉く正善ではない。凡そ我が父母を父母として人の父母に及ぼすのは人情の眞である。我が國を國として他の國に及ぼすのもまた恕の

心である。自國に忠なる者は他人の其の國に忠なるものと其の心は一であつて、肝膽相照す所がある。故に他國を無視するものは自國に忠義なる所以ではない。これを史乘に見ても、力を恃んで他國を侵略した者は、早晚自らも滅亡を招いてゐる。正義人道の精神は實に自國を永く保つ所以の大道である。人類の理想は忠君愛國の情を推して萬國に及ぼし、各國を立てながら道德を以て交はるにありといふべきである。

明治天皇御製

よもの海みなはらからと思ふ世に
など波風のたちさわぐらむ

古語に曰く、身修まつて而る後家齊ひ、家齊つて而る後國治まる。」と。此の理を推すに、一國が先づ確立しなければ國際關係を正しくして世界に道德文化を興すことも困難なわけである。而して一身を治めるには或は私の便利を犠牲に供し、或は侵害を寛容することがないでもないが、一國は公共的のものであつて、數多の人の生命を保全し、祖先以來の國家の歴史的生命を繼續すべきものであるから、毫末も他國の利益のために我を犠牲にすべき謂はれはない。まして他國の不正を忍びて我が國を傷つけしむべきものではない。文德を以て國交を修めると共に、武備を整へて他の邪心を挫くのは、國際關係を平和的に維持する所以で

ある。

一九 肇國と維新

國史の成跡

一國の歴史は其の民族の絶えざる活動による創造建立である。故に其の成跡を顧みて其の國民性を知り得ると共に、其の國民自らにあつては古今の得失に鑒みることによつて國家の現状を反省し、今後國民の進むべき方途を決定して、其の生活の向上進歩を圖ることが出来るのである。畏くも今上陛下の御踐祚後朝見の御儀の勅語には、「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ」と

仰せられてある。

憲法發布勅語に、惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」と宣はせられた。これ我が國史の最大特色は萬世一系の皇統儀として上に統治し給ひ、下臣民は忠誠を以て君に事へ奉り、君民一體、億兆心を一にして此の國を營爲し來つた所にある。國體の尊嚴と皇位の無窮と國民の安寧とは一體不離のものであつて、國威の發揚も亦こゝに起

因するのである。我等は此の國家に生を享けたことを感謝せずにはゐられない。

「寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮りかかるべし。」との神勅の御精神を以て肇められた我が國は、長年の歴史を通じて生々發展して來た。「六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇とせむこと亦可からずや。」とは神武天皇の御雄圖であつて、近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ獨我邦ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ效ヲ計ラス。朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐ル故ニ朕茲

ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ 列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ
艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ
萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安
キニ置ン事ヲ欲ス』とは維新の時に當り明治天皇が其の皇
猷を宣り給はつたものである。史上、時に隆替もあつた。

幾多の障害は國民の活動を阻止し、或は故意に其の發展を
抑制したことすらあつたが、勇往進取の氣に富んでゐる我
が國民は、よくかかる障害を克服し、幾多の難關を突破して
以て今日の隆運を致し、世界強國の班に列するに至つたの
である。今や我等は空前の時局に直面してゐる。宜しく
國民一致、新なる英氣を揮うて國力の充實を圖り、あらゆる

方面に愈々國運を發展せしめんことを期しなければならぬ。
由來我が民族は他の民族と接觸した場合には常によく
其の長所を採つて我に同化し、以て新しき自己の文化を創
造した。我が大和民族の中には多少の外來種族も入つて
くるものの如くであるが、大和民族といふ大生命中に流れ
合つて一生體となり、以て國家の發展に生々潑刺の元氣を
與へて來た。有史以來、早く支那の文化に接觸し、更に佛教
の影響を受けたのであるが、其のいづれもいつしかこれを
國民化し、固有の國民精神に融合一致せしめて、國民文化の
重要な要素たらしめた。明治以後、西洋文化は澎湃として
此の島根を洗ひ、多くの文物を輸入して産業組織の改革を

促すと共に、諸種の思想も亦雑然としておし寄せ、國民生活を刺戟するに至つた。かゝる西洋文化の取捨を誤らず、健全に發達して來た國民精神を益充實徹底せしめるることは一に我等の責任である。儒佛の教を攝取して獨特の國民道德を發達せしめたのは我等の祖先である。我等は深くこれに鑑み、今日の時勢に處して決して祖先に恥ぢざらんことを期しなければならぬ。

皇室の威徳

萬世一系の皇室を上に戴き、君臣一體、忠孝一致の純美なる國體・國風を維持して、未だ曾て外侮を受けず、其の間偉大なる統一包容の力を以て外來の文物を攝取し、異分子を同化して燦然たる獨特の文化を創造し、隆々として國運を發

展せしめて來たものは、實に光輝ある我が國史の成跡であつて、宇内其の比を見ざる所である。而して其のこゝに至れる深因を考ふるとき、皇室の宏遠なる肇國、深厚なる樹徳に想到せざるを得ない。敬神・愛民・尚武の三は皇道の要であつて、歴代の天皇は祖宗の御志業を繼承し給ひ、民命を以て最も重きものとなし給ひ、武威を振つて内外の不正邪惡を斥破し給うた。臣民は祖先以來、此の無疆の皇恩に報い奉らんとして、忠誠を以て君國につかへて來た。我等は此の歴史を忘ることなく、深く自ら省みる所がなければならぬ。

未だ書かれざる歴史の頁は今我等の前に展べられてゐる。我等は如何なる記録を以てこれを充し、父祖に繼承せらる此の國史をして一層光輝あるものたらしめようと期するか。

二〇 我が國民性

國民性

個人に個性があるやうに、一國民の性情には必ず他の國民と區別せられる特色がある。此の國民の特性が即ち國民性である。國民性の素地は民族固有の性情である。又國土山河の形勢、風雨・氣候の有様と、これ等に順應する其の

國民の生活狀態も國民性の成立に與つて力がある。國民性はかかる素地の上に成立せられる歴史によつて、長年月の間に漸次に發達して來たものであつて、將來も國民生活の向上進歩に伴ひ、絶えず其の内容を豊富にして發達を續けて行くものである。

忠孝の念厚く、奉公の志深きことが、我が國民性の最も著しい特色であることは今更言ふを待たない。而してこれ實に我が國民固有の天性から出たものである。所謂「明き淨き直き誠の心」は我が民族が太古以來固有し、又最も尊重した所であつて、我が國民が此の心を以て皇室を無上に尊敬し奉つて來た成跡が即ち我が國民道德の根基である。

山はさけ海はあせなん世なりとも

君に二心わがあらめやも

といつた鎌倉武士の歌は、我等國民の此の誠心を代表的に表現したものといふべきである。國土を愛する精神が深く、家を尊重し祖先を崇拜する心の厚きも、皆此の忠君の心が本となつてゐるのである。

東海日の出づる所に國を立て、氣候溫和・風光明媚の山河の裡に生を享け、農を以て生業の本とした我が國民が、古來陽氣であつて平和を愛好したことは毫も異しむに足らない。民族生活を最もよく表現する神話に就いて見ても、深刻陰惨な鬪争争奪の迹は絶えて認めることが出来ない。

聖德太子の憲法に、「和ヲ以テ貴シト爲シ忤フコト無キヲ宗ト爲セ」と教へ給うた如き、孝謙天皇の朝に大倭を改めて大和とし給うた如き、如何に我が國民が平和を愛好したかを物語るではないか。

梓弓やしまのほかも波風の

しづかなる世をわがいのるかな
と詠ぜさせられた明治天皇の御製は申すも畏きことである。しかし平和を愛好するは柔弱ながらではない。尙武は大和民族の氣風であつて、一朝事あるに臨んでは、直ちに大君の醜じの御楯と奮ひ立つて義に赴いたことは古今一轍である。加ふるに清潔を好み不淨を惡むはまた最も著し

い我が國民性の特色であつて、一面優雅風流の品性となつて現はれると共に、道徳的にも名譽を重んじ不義を憎む潔白廉恥の氣風を發達せしめた。

次に現世的・實際的であることも我が國民の特性であつて、徒に高遠な理想に走つて實際を忘れるやうなことはない。これが往々極端に赴かんとする傾向をも時に及んで速かに立て直して、中正を失ふことの少い理由でもある。佛教も我が國のものとなつては現實的となり、現實に深い根柢あることを教へるものとなつた。國民は概して深刻なる悲哀に沈むことを好まず、常に現實を喜び、生々活動することを樂しむ性質である。

以上は主として我が國民性の長所について言つたのであるが、缺陷とする所も無いではない。蓋し其の長所とする所も一面から見れば、却つて短所となるのである。即ち餘りに現世的・實際的であつて生活思想に深遠雄大を缺く如き、或は淡泊に過ぎて堅く執る力に乏しい如き、或は己を潔くするに急であつて慎重な思慮を缺く如き、或は適應性が過敏であつて新を追ひ、奇を競ひ、動もすれば内を忘れて外に馳せる傾向ある如き、いづれも其の長所が直ちに短所となれるものである。其の他、個人として自助自律の精神に乏しく、公徳心の未熟なること、經濟思想の粗笨なること、熱し易く冷め易くして持久力乏しきこと等も、我が國民性

の缺點として數へられる。

然し國民性は其の國民の努力修養によつてよく短を去り、長を發するを得ることは、個人の個性に於けると同じである。今や國際關係の發達に伴ひ、他の國民と接觸交渉する機會は愈々多くなつて來た。よく彼我の長短を計較し、矯正すべきは矯正し、長育すべきは長育して獨得の國民性を發揮し、我が國を愈々光輝あるものとなすことを期しなければならぬ。

國民性と修養

新日本修身 卷四（畢）

昭和昭和昭和昭和
和和和和和和
十六年年年年年
九月九月九月九月
十五日十五日十五日
訂正再版發行刷行
正正三版發行刷行
正正三版發行刷行

定	
四	一
四	四〇
五	三
五	四〇
四	三
五	四〇

新日本修身

著者 西晋一郎

印刷行者兼

會社資

株式

東京修文館

代表者 鈴木金之助

常松館

東京市神田區神保町一丁目二十五番地

株式

東京修文館

常松館

發行者

株式

東京修文館

常松館

廣島市鐵砲町六六

株式

東京修文館

常松館

東京市神田區神保町一丁目二十五番地

株式

東京修文館

常松館

大阪市東區博勞町五丁目五十六番地

株式

東京修文館

常松

広島大学図書

2000046696

